

平成 29 年度第 7 回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：平成 30 年 3 月 30 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

場 所：生駒市役所 4 階 404 会議室

出席者：【委員】 丹羽委員長、九鬼委員、八木委員

【事務局】 大西総務部長、西田総務課長、飯島総務課課長補佐、渡辺総務課行政経営係長、坂東総務課係員、島田総務課係員、山下総務課係員、葛葉総務課係員

会議内容：

1 平成 29 年度第 6 回委員会会議録の確認

・意見なしにより承認。

（事務局） 前回の会議で質問のあった確認事項について説明する。No.103 について、公園については許可等が必要だが、緑地については法令等の規制がなく相手方との協議になるため、「～してほしくない」という書き方になっている。現状として話は進んでいないということ。No.105 について、当該団体には使用許可を出しており活動内容も違反していない。別の場所で営利活動を行っていることから市民に誤解を与えたものと思われる。団体に対して、誤解を与えないよう注意してほしい旨伝えたとのこと。No.109 について、南分署の旧署は現在別の用途で使われているため、要望されたような使用は不可能とのこと。今のところ特に動きはない。No.113 について、要望者からは「議員に言う」と言われたが、特に議員が来たという経緯もなく、通常通り業務は終わったとのこと。

（委員長） よろしいか。

（各委員） はい。

2 法令遵守推進制度の運用状況（平成 29 年 12 月分～平成 30 年 1 月分）

（事務局） 資料 2～4 で説明。不当要求に該当すると思われる事案はなかった。

（委員長） 何か意見はあるか。

（委員） No.133 や 135 の防犯灯やカーブミラーの設置について、市としても危険箇所の把握をしており、今年度はどこどこに設置をするといったことが決まっていると思う。それ以外にも要望があれば設置するということがか。

（事務局） 市が把握している箇所にはすでに設置されていると思う。

（委員） こういった要望があれば設置されることもあるということか。

（事務局） 一市民からの要望で設置することはないが、自治会から要望があって設置基準に合致していれば設置することもある。

（委員） No.128 と 130 について、残土処分の監督権限は県なので市では対応できないという対応をとった方が良かったのではないか。

- (委員) No.130 の対応方針欄に、「必要な対策を検討していくことが妥当」とあるが具体的に何か対応されたのか。
- (事務局) まだ対応はしていないと思うが、この事案については決着したとは聞いている。
- (委員) 報告書に記載されている内容が本当であれば、県警や県庁にも相談した方が良いでしょう。
- (委員) 必要な対策を検討すると回答してしまうと、相手方に生駒市が何か対策してくれると思われてしまう。
- (事務局) 発注者として、受注者に対する指導権限はあるので、その対応についてはするという事だと思う。
- (委員) 最終どのように決着したのか教えてほしい。
- (委員) No.134 について、「～自動車に乗ることができず～」とはどういう意味なのか。
- (事務局) 清掃センターは自動車がないと行くことが難しい場所にあるので、自動車に乗ることができないため利用できないという意味だと思う。
- (委員) 生駒市内に地域ねこの保管場所はあるのか。
- (事務局) ないと思う。場所を探しているところだと思う。
- (委員) 地域ねこの保管場所の必要性をよく検討せずに、サポーターに紹介してしまっているのは良いのか。
- (委員) No.110 も地域ねこに関する要望だが、地域ねこ関連の要望は多いのか。
- (事務局)それほど多くはないが、以前地域ねこの去勢や避妊にお金がかかっているので市で助成してほしいという要望が市長メールであった。
- (委員長) 行政で保管場所を設置してしまうと、育てられないからと安易に連れてくる人が増えるかもしれない。
- (委員) そもそも必要性がどの程度きちんと議論されているのか。全容を教えてほしい。

3 平成29年度報告書(案)について

- (事務局) 資料5で説明。
- (委員長) 今後のスケジュールはどのようになっているのか。
- (事務局) 6月頃に市長に報告書を提出するので、それまでに1回会議を開催し内容を確認してもらいたい。
- (委員長) 議員を連れてきて脅すような要望が何件かあったので、その点については報告書の中で触れておいた方が良いのではないかと。
- (事務局) 今の委員長の意見を反映した報告書案を作成し、メールで送る。

4 その他

- (事務局) 実務マニュアルの説明。赤字が前回から修正した箇所である。
- (委員) 前回の会議で、2ページの報告書様式の不当要求行為の可能性について、「判断に迷う」という項目を付けた方が良いのではという意見があったと思うのだが。
- (事務局) 様式の修正については、様式の全体的な検討をする際に併せて検討させてほしい。

- (委員長) 要望者に記載内容を確認する時は、不当要求のあり・なしの欄を隠して確認させているのか。
- (委員) 特に隠していないと思う。
- (委員長) それなら尚更ありとは書きにくい。
- (委員) ありに○をつけるかどうかは書く側の権利なので、要望を受けた側で判断すれば良いと思うのだが。
- (委員) FAQのQ16で、要望者確認欄のサインについては必ずしも必要ではないとあるが、これの根拠はあるのか。
- (事務局) 手引の89ページで「要望者が希望する場合には、署名又は押印してもらってもよい。」となっている。
- (委員) サインしたいと言われた場合、その場で報告書を書かないといけませんが実際にそんなことが可能なのか。そう考えると、この欄自体が不要な気がする。
- (委員) 署名とサインが混同しているので署名に統一してはどうか。
- (事務局) 質問内容を「要望者確認欄には署名が必要なのか。」とし、回答を「要望者が求めた場合は署名をしてもらってください。」に修正する。
- (委員) 学校関係者についても本制度の対象になるが、現状ほとんど報告書が提出されていない。学校から教育委員会へは報告があがっているので、そこと重複してしまうと良くない。
- (委員長) 教育委員会事務局ではなく、学校関係者に直接実情を聞く意見交換の場があれば良いと思う。この条例に照らして、明らかに不当要求に該当するものだけでも学校からあげてほしいと要求しても良いと思う。
- (委員) 学校の先生にとっても悪い話ではないということも含めて話をすれば納得してもらえらると思うのだが。学校関係は制度は対象外なのかと思うくらい報告がない。
- (委員長) 教育委員会事務局と話をし、学校運営に応じた運用を考えた方が良いかもしれない。
- (事務局) 教育委員会事務局と話をする機会を設ける。
- (委員長) マニュアルについては、先程の点だけ修正して確定とする。

(事務局) 新聞記事の紹介

〔配布資料〕

- 〔資料1〕平成29年度第6回法令遵守委員会会議録(案)
- 〔資料2〕法令遵守推進制度の運用状況表
- 〔資料3〕要望等記録一覧表(平成29年12月～平成30年1月分)
- 〔資料4〕要望等記録票兼報告書(平成29年12月～平成30年1月分)
- 〔資料5〕平成29年度生駒市法令遵守委員会報告書(案)
- (仮称) 要望等記録報告制度 実務マニュアル(案)
- 〔新聞記事〕